

循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）の素案について

1 報告趣旨

循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）（計画期間 令和6～15年度（2024～2033年度））について、食品ロスの削減、プラスチックの資源循環やカーボンニュートラルなど、社会的な枠組みの中で、国や都の方針と整合を図り、資源循環に関する本市の方向性を定めるとともに各施策の推進を図るため、計画を改定する。ここで素案をまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 計画（素案）の内容

ア 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」であるとともに、食品ロス削減推進法第13条第1項に規定する「食品ロス削減推進計画」として位置付ける。

また、「八王子未来デザイン2040」及び上位計画である「第2次八王子市環境基本計画」と整合を図り、一般廃棄物処理（し尿・生活排水を除く。）に係る長期的視点に立った基本方針を示すものである。

イ 基本理念

限りある天然資源の消費を抑制し、できる限り循環させることにより、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷を低減させる社会を構築するため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、サーキュラーエコ

ノミーに向けた『循環型都市八王子』の実現」を目指す。

(2) 主な改定内容

ア 特に重点的に取り組む「重点プロジェクト」を設定

①食品ロスの削減、②プラスチック資源循環の推進、③ゼロカーボンシティに向けた取組

イ ごみの減量・資源化に向けた新たな目標項目として「食品ロス焼却量」及び「プラスチック焼却量」を設定

ウ ソフトとハードの施策を統合的に整理するため、清掃施設整備計画も同時に策定（一部事務組合の施設更新については別紙のとおり）

(3) 計画素案及び概要版

別紙「循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）素案」及び「循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）素案概要版」のとおり

(4) パブリックコメント

ア 期 間 令和5年（2023年）10月2日（月）～10月31日（火）

イ 周知方法 広報はちおうじ10月1日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 ごみ減量対策課、市政資料室、各市民部事務所、各図書館、各市民センター、市ホームページ

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、窓口への提出

3 今後の予定

令和5年（2023年）10月 ～令和6年（2024年）2月	環境審議会、ごみゼロ社会推進協議会へ進捗状況を適宜報告
令和6年（2024年）3月	計画公表